

成長産業育成のための研究開発支援事業よくある質問

R 7. 2

1. 【制度目的・概要について】	
質 問	回 答
①この事業の目的は何ですか。	<p>〔可能性調査・研究〕 産学官連携による萌芽的・準備的な研究調査を支援し、国や県の競争的資金等の獲得による応用研究段階へつなげていくことにより、本県経済の活性化を目指します。</p> <p>〔応用ステージ研究〕 産学官連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトの本格的な研究開発への移行を支援することにより、本県経済の活性化を目指します。</p>
②「可能性調査・研究」と「応用ステージ研究」との違いは何ですか。	<p>「可能性調査・研究」は、成長産業分野での事業化が見込まれる研究開発シーズの実現可能性を調査するフェーズ（先行技術調査、市場調査、簡易な予備的実験の実施など）の研究に対して支援します。</p> <p>「応用ステージ研究」は、国等の競争的資金制度への移行を目指し、成長産業分野での事業化のための基盤技術を確立するフェーズ（実用性検証、分析・解析、試作品開発）の研究に対して支援します。</p> <p>このように両者は支援する研究のフェーズが異なるため、補助金額等にも違いがあります。</p>
③委託事業ではないのですか。	<p>本事業は、委託事業ではなく補助事業です。公募により研究プロジェクトの研究に必要な経費を兵庫県が補助します。補助事業であるため、共同研究チームが主体的に研究プロジェクトを進めていただく必要があります。</p>
④なぜ「補助期間が1年」なのですか。	<p>本事業は、国や県の競争的資金の獲得等による本格的な研究へのステップアップを目的としていることから、次年度(令和8(2026)年度)の競争的資金等の公募が本格化する2026年3月31日まで(令和7(2025)年度中)を補助期間とし、次へつなげていただきたいと思います。ただし、応用ステージ研究については、研究内容によっては1年では難しい場合もあるため、その際は「最大2年間」を対象とします。2年間の研究期間が必要と思われる研究プロジェクトに関しては、研究提案書の段階から2年間の計画を記載してください。</p>
⑤研究開発終了後、必ず本格的な研究につなげなければならないのですか。また、必ず国等の競争的資金に応募しなければならないのですか。	<p>研究開発終了後は、国や県の競争的資金等を活用して本格的な研究へ繋げるよう努めていただく必要があります。応募及び採択の状況については、補助期間終了後5年間、「本格的な研究等への移行状況調査」を行い、状況によっては直接事情をお伺いする場合がありますのでご了承ください。</p> <p>なお、資金の種別（補助・委託・出資・融資）や事業の実施者（国・独立行政法人・公益法人・県・市町など）は、特に問いません。</p>

⑥可能性調査・研究に採択されると、次年度以降、応用ステージ研究に優先的に採択されるのですか。	可能性調査・研究採択事業の応用ステージ研究における優先的な採択はありません。可能性調査・研究での研究において必要な技術課題を明確化することによって、結果として応用ステージ研究への採択へとつながる可能性があります。
⑦補助事業で取得した機械装置等の設備の扱いはどうなりますか。	この補助事業で取得した財産の所有権は、共同研究チームにあります。ただし、補助事業以外の目的で使用することは認められず、事業終了後、譲渡や他の用途へ転用する場合には、別に定める規定に従っていただきます。
⑧補助事業で取得した特許等の扱いはどのようになりますか。	この補助事業の実施により得られた知的所有権等の研究成果は、共同研究チームに帰属します。所有持分については、共同研究チーム内で協議してください。

2. 【応募要件・資格について】	
質 問	回 答
①産学官で構成されていないと応募できませんか。	「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成され、「産」のうち少なくとも1者が県内に事業所を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業者を含む共同研究チームが応募できます。 <u>各機関は研究プロジェクトへの実質的な参加が必要です。</u>
②代表機関の役割は何ですか。	構成員の中から代表機関を選任し、代表機関が研究プロジェクトの応募等を行います。研究の実施、補助金の受け入れ等の事務的管理、補助期間終了後の検査への対応等、研究プロジェクト全体の遂行について、一切の責任を負っていただきます。そのため、 <u>それらを実施できる能力がある機関を代表機関として選任してください。</u>
③代表機関にはどこがなれますか。	代表機関には、共同研究チーム内の「産」、「学」又は「産業・研究支援機関（共同研究チームに参加のある場合）」がなれます。 代表機関は県内に拠点を持つ機関であることが必要です。（検査等は県内拠点で実施します。）
④プロジェクト・リーダーの役割は何ですか。	研究プロジェクトの運営管理、共同研究チーム内の構成員相互の研究調整等を行っていただきます。
⑤プロジェクト・リーダーには誰がなれますか。	共同研究チーム内に属する方（個人）がなれます。代表機関に所属する者である必要はありませんが、代表機関を含めた共同研究チーム内の調整を十分に実施できる能力を有する方であることが必要です。
⑥採択が決まると研究提案書に記載した補助金希望額が確約されるのですか。	研究提案書に記載の補助金希望額が、確約されているわけではありません。審査により当事業予算の範囲内で採択プロジェクトを決定します。また、採択決定後は、補助金交付申請手続きを経て、必要と認められる補助金額が決定します。

3. 【対象産業分野について】	
質 問	回 答
① 対象産業分野は何ですか。	①水素等エネルギー(蓄電池含む)、環境、②航空産業、ドローン、空飛ぶクルマ、③ロボット・AI・IoT、④健康医療、⑤半導体、の5分野です。これらの産業分野の事業拡大又は新規参入を目的とする研究を対象とします。
②複数の分野にまたがる場合はどうするのですか。	分野が複数にまたがっていても問題ありません。ただし、研究提案書の分野選択においては、何が「主分野」に該当するのか示す必要があります。また、研究提案書に「主分野」等に該当する理由を記載してください。
③補助率、補助金の額はいくらですか。	採択プロジェクト1件に対し、可能性調査・研究は、10万円以上～100万円以内の範囲、応用ステージ研究は、100万円以上～1,000万円以内の範囲で、いずれも定額(補助率100%)を補助します。ただし、消費税等補助対象外の経費がありますので、共同研究チームで負担いただく経費は通常発生します。なお、補助金交付申請手続きを経て、必要と認められる補助金額が決定します。

4. 【評価・採択について】	
質 問	回 答
①評価・採択はどのように行われるのですか。	評価は、外部有識者等で構成される有識者会議を開催し、書面による1次評価と共同研究チームによるプレゼンテーション(ヒアリング)による2次評価を行います。その結果を踏まえ、兵庫県が採択プロジェクトを決定します。なお、2次評価へ進まなかった研究プロジェクトについては、速やかにその旨を連絡します。また、可能性調査・研究については、2次評価は行いません。1次評価により採択プロジェクトを決定します。選定に係る評価の視点については「公募要領」をご覧ください。
②有識者会議はどのような人で構成されていますか。	有識者会議は、科学技術、研究開発、産学官連携等の知見を有する外部の専門家等で構成されています。なお、評価の公平性を保つ必要から、氏名等は公表しません。
③採択決定はいつ頃ですか。	採択決定時期は6月中旬頃を予定しています。(「公募要領」に記載していますので参照してください。)ただし、採択決定の時期はあくまでも予定であり、前後する場合がありますので、ご了承ください。
④採択数はどのくらいですか。	令和7(2025)年度は可能性調査・研究5件程度、応用ステージ研究6件程度を予定しておりますが、予算及び応募状況等により、変更の可能性がります。
⑤不採択の場合にも通知がありますか。	不採択の場合にも、書面で通知します。なお、不採択の理由その他評価の経過等については、お答えできません。

5. 【研究提案書について】	
質 問	回 答
①公募要領、研究提案書の入手はどうすればいいですか。	ホームページからダウンロードしてください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie03_000000002.html
②英文での公募要領はないのですか。	本事業は、応募・評価等の採択プロセス及び成果の報告に至るまで日本語によることとしており、英文での公募要領は作成していません。
③研究提案書は持参・郵送により提出できないのですか。	受け付けられません。電子データで提出（e-mail 送信）をお願いしますが、e-mail 送信できない場合には、当課までご相談ください。
④研究提案書の記載方法について不明な点がある場合は、相談に応じてもらえますか。	「研究提案書 記載例」の解説をご覧ください。 その他ご不明な点は地域産業立地課までお問い合わせください。
⑤研究提案書の作成にあたり、フォーマットを変更していいですか。	研究提案書の記載項目は変更しないでください。ただし、記入内容の分量に応じて項目の間隔等を調整いただくことは可能です。 枚数指定をしていないものについては、ページ増減可能ですが、ページ数については「研究提案書チェックシート」に記載の枚数内としてください。
⑥不採択プロジェクトと同じものを次年度以降で再提案は可能ですか。	提案いただくことは可能です。
⑦研究提案書に経費根拠として見積書を添付する必要がありますか。	研究提案の段階では見積書を添付いただく必要はありません。 ただし、 <u>採択後、補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただく際に必要</u> となります。
⑧提出した研究提案書の取扱いはどうなりますか。	採択・不採択いずれの場合も研究提案書は返却いたしません。
⑨この補助事業に異なる内容で複数の応募をしてもいいですか。	複数の提案をいただくことは可能であり、優れた研究プロジェクトであった場合、複数採択されることも考えられます。その際には、それらの研究プロジェクトが遅滞なく行われるかどうか共同研究チーム内でよくご検討ください。 また、複数応募については、代表機関だけでなく、構成員、プロジェクト・リーダーについても同様の考え方です。
⑩国等の補助や委託事業に類似又は同一内容で応募することは可能ですか。	類似又は同一の研究テーマで国等の補助や委託事業に応募いただくことは可能ですが、 <u>必ず、他に応募されている補助や委託事業の内容を研究提案書に明記</u> してください。なお、 <u>同一の内容で複数の補助や委託を受けられません</u> ので、その場合は、速やかにご連絡ください。 既に同一の研究テーマで県や国等の補助や委託事業を受けたことがある、あるいは現に受けている場合は、本事業に重ねて応募いただくことはできません。この取扱いについては、 <u>共同研究チーム内の構成員の1者が代表として応募している場合も同様</u> です。 <u>研究提案書に虚偽や記載漏れ等があれば、採択を取り消す場合もあります。</u>

6. 【研究プロジェクトの実施について】	
質 問	回 答
①研究プロジェクトはいつから開始できるのですか。	研究プロジェクトは、補助金交付決定日から開始可能となります。採択決定後、補助金交付決定手続き等が必要です。
②補助金交付決定前に本事業のために執行したものは対象となりますか。	対象となりません。 補助金の対象となるのは、補助金交付決定日以降に着手（発注等）したものに限りです。（なお、見積については事前準備と見なすことが可能なことから、補助金交付決定日以前のものでも対象とします。）
③補助対象とならない費用についてどのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請いただいた研究内容以外に使用する経費 ・ 経理担当者等の間接的に携わる者の人件費 ・ 研究開発に直接的に携わる研究者にかかる各種手当や社会保険料等 ・ 汎用性の高い機器（パソコン、コピー機、事務机等） ・ 消費税 ・ 振込手数料
④研究プロジェクトの中で、自社で製造販売したものは補助の対象となりますか。	相手が自社（従業員や役員個人含む）だけでなく、子会社（密接な関係を持つ関連会社を含む）、自社の従業員や役員個人が所属する機関、共同研究チームの構成機関であっても原則対象となりません。 研究プロジェクトは、共同研究チームで協力して進められるものと考えています。どうしても自社等の製品を補助事業で取得しないと当該研究が遂行できないという明確な理由がある場合は、個別にご相談ください。原則は対象外ですが、利潤や人件費等を除外した、当該製品の原材料費等について限定的に認める場合があります。
⑤代表機関で発生する一般管理費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
⑥消費税の扱いはどうなりますか。	消費税は、原則補助対象経費になりません。 旅費・交通費は消費税を割り戻した金額で計上してください。その際は実費による交通費（切符）の支給、各機関における旅費規程に基づく旅費支給、どちらにおいても消費税を割り戻してください。
⑦補助金の支払いはどのように行われるのですか。	補助期間終了後、代表機関より補助金請求書を提出いただき、代表機関に精算払い（口座振込）をする予定です。なお、円滑な研究遂行に必要と認められる場合は、代表機関からの請求に基づき、審査のうえ、概算払いを行います。
⑧補助金を構成員間でどのように配分するのですか。	補助金は代表機関へ一括して支払います。 代表機関以外の構成員で発生する経費については、①代表機関が一括経理処理（代表機関で発注・支払いを行い、各機関に納品。所有は代表機関）とする、あるいは、②構成員間で協議の上契約等を交わし、補助金を配分することも可能です。ただし、各構成員へ補助金を配分した場合でも、構成員における経理執行状況も代表機関が責任を負うこととなります。支払い関係の証拠書類等も代表機関が支払いを行った場合と同様に用意する必要があります。

⑨講習会・学会等への参加費用は認められますか。	研究に必要な場合は認められますが、出張報告書と、当該年度中の研究プロジェクトにどのように反映できたかを記載した資料の提出が必要です。
⑩海外出張はなぜ対象とならないのですか。	限られた補助金額の中で、旅費の研究費に対する割合が大きくなることは、本事業の意図するところではなく、また、海外の場合、実績確認が難しいことから、海外出張は対象としておりません。
⑪2年間の応用ステージ研究で、1年目の補助金の一部を2年目に回すなど、1年目と2年目の配分を変更することはできますか。	できません。2年間の応用ステージ研究では、研究提案書に記載した1年目、2年目それぞれの補助金希望額の範囲内で、年度ごとの交付上限額を決定します。採択後、1年目の補助金を2年目に回すこと等はできませんので、配分を十分検討し、資金計画を作成してください。

7. 【補助期間終了後の対応について】	
質 問	回 答
①補助期間終了後、何か報告する義務はあるのですか。	本格的研究への移行状況や実用化研究の進捗状況、国等の競争的資金への応募及び採択状況や特許等の取得状況等について、補助期間終了後5年間に渡り、ご報告をいただきます。 また、取得財産の管理状況についても報告していただきます。その他、補助事業の成果を発表いただくことがあります。
②補助事業による取得財産の取扱いはどうなるのですか。	補助期間終了後も管理台帳により管理していただきます。研究開発を引き続き実施する場合は取得財産を有効に活用いただいて結構ですが、当該研究開発以外の目的に使用する場合には制限があります。その際には事前に承認が必要となり、場合によっては補助金を返納いただく必要がありますのでご注意ください。